

入院患者の転倒・転落発生率

- 分子
 - 入院患者に発生した転倒・転落件数
- 分母
 - 入院患者延べ数(人日)
- 単位
 - ‰:パーミル(×1000)

算出方法

1. 計測対象期間中における入院患者延べ数(許可病床数にかかわらず24時現在に在院していた患者数および退院患者数)を分母とする。
2. 分母のうち、医療安全管理部門へインシデント・アクシデント報告が提出された入院中の転倒・転落件数を分子とする。

以下の場合には分子に含む。

- a. 計測対象期間外に報告されたものでも、計測対象期間中に転倒・転落が発生した場合
- b. 医療スタッフによる介助時や移動時の転倒・転落によるもの
- c. 医療施設の敷地外や外泊中の転倒・転落によるもの
- d. 意図的な転倒・転落によるもの

カウント方法

- 同一患者における複数回の転倒・転落によるものは個別にカウントする。
例) 同じ患者が複数回転倒した場合
 - 10月に2回転倒した場合は2件とカウント
 - 10月に1回、11月に1回転倒した場合は、10月に1件、11月に1件とカウント
- 同一患者における同一転倒・転落に対し複数のインシデント・アクシデント報告が提出された場合には、まとめて1件とカウントする。
- 入院中の患者による敷地外での転倒は、敷地を問わずインシデント・アクシデントレポートが提出されている場合は1件とカウントする。

算出例

| | 調査期間外 | 調査期間(10/1~10/31) | 調査期間外 | 分母 | 分子 |
|--|-------------------|-----------------------------|--|----|----|
| 入院日が調査期間外で退院日が調査期間内になる場合 調査期間内の入院日数を対象とする | 9/15入院 ←→ | 10/1退院 | | 1 | 0 |
| | 3/1日入院 ← □ □ → | 10/10退院 ■ | | 10 | 1 |
| 入院日が調査期間内で退院日が調査期間外になる場合 調査期間内の入院日数を対象とする | | | 10/29入院 ← □ → | 3 | 0 |
| | | 10/3入院 ← ■ | 11/10退院 中 □ → | 29 | 3 |
| 調査期間に複数回入院がある場合 複数回の入院日数を合計する | | 10/2入院 ■ ■ ■ → 10/5退院 | 10/13入院 □ ← 10/25入院 ← ■ → 10/18退院 10/28退院 | 14 | 4 |
| 入院日が調査期間外で退院日も調査期間外になる場合 調査期間内の入院日数を対象とする | 8/25入院 ←→ | | 11/10退院 | 31 | 0 |

□ ■ □
転倒・転落

調査期間内の入院日数と転倒・転落件数を対象

11月以降の対象

reference

1. The Joint Commission; The Implementation Guide for the NQF Endorsed Nursing-Sensitive Care Measure Set 2009, version 2.0.
(<http://www.jointcommission.org/assets/1/6/NSC%20Manual.pdf> 2021.05.18)
2. 厚生労働科学研究費補助金事業(医療安全・医療技術評価総合研究事業)平成16-18年度「医療安全のための教材と教育方法の開発に関する研究」班研究報告書 別冊『転倒・転落対策のガイドライン』(主任研究者:上原鳴夫)
3. 厚生労働省 平成29年度医療の質の評価・公表等推進事業 共通指標セット
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000166331.html> 2021.05.18)
4. 厚生労働省補助事業 医療の質向上のための体制整備事業 2023年度医療の質可視化プロジェクト 適用指標 計測手順書【2023.8.1版】 (https://jq-qiconf.jcqh.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/08/FY23_keisoku_tejun_20230801.pdf 2024.03.28)

